

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第五百五十四号）中一部改正

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則（規則第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「本人特定事項」の下に「等」を加える。

第一条第一項中「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則」を「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この規則において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、別表の上欄に掲げる用語の意義は、同表の下欄に定めるとおりとする。

第二条の見出し中「本人特定事項」の下に「等」を加える。

第二条の次に次の二条を加える。

（依頼者の本人特定事項等の確認等の方法）

第二条の二 規程第二条第一項の規則で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次に掲げる方法のいずれかとする。

一 依頼者が自然人である場合 次に掲げる方法のいずれか

イ 写真付自然人本人確認書類の提示を受ける方法

ロ 自然人本人確認書類（写真付自然人本人確認書類を除く。）の提示を受けるとともに、当該自然人本人確認書類に記載された依頼者の住居に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 二種類の保険証・年金手帳等の提示を受ける方法

ニ 保険証・年金手帳等及びこれとは別の自然人本人確認書類（写真付自然人本人確認書類及び保険証・年金手帳等を除く。）又は補完書類の提示を受ける方法

ホ 保険証・年金手帳等の提示を受け、かつ、これとは別の自然人本人確認書類（その写しを含む。）又は補完書類（その写しを含む。）の送付を受ける方法

ヘ 弁護士等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（依頼者に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該依頼者の容貌及び写真付自然人本人確認書類の画像情報であって、当該写真付自然人本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付自然人本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付自然人本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付自然人本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ト 弁護士等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（依頼者に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該依頼者の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該依頼者から当該依頼者の写真付自然人本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十二号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

チ 自然人本人確認書類の送付を受け、又は依頼者の自然人本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（依頼者に弁護士等が提供するソフトウェアを使用して撮影させた当該依頼者の自然人本人確認書類（一）を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該自然人本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該自然人本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該自然人本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ 依頼者の現在の住居の記載がある自然人本人確認書類のいずれか二種類の書類の写しの送付を受け、又は依頼者の自然人本人確認書類の写し及び補完書類（公共料金の領収証書にあつては、当該依頼者と同居する者のものを含み、当該自然人本人確認書類に当該依頼者の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該依頼者のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該自然人本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該依頼者の住居（当該自然人本人確認書類の写しに当該依頼者の現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該依頼者の住居）に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二 依頼者が法人である場合 次に掲げる方法のいずれか

イ 法人本人確認書類の提示を受ける方法

ロ 法人本人確認書類（その写しを含む。）の送付を受けるとともに、当該法人本人確認書類に記載された依頼者の本店又は主たる事務所に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
ハ 依頼者から当該依頼者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、官公庁等から法人本人確認書類の発行又は発給を受ける方法（当該弁護士等に対して現に依頼行為を行っている自然人（以下「当該自然人」という。）（法人本人確認書類として法人の設立の登記に係る登記事項証明書が発行又は発給を受けるときは、当該依頼者を代表する権限を有する役員として登記されていない者に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該依頼者の本店又は主たる事務所に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ 依頼者から当該依頼者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該自然人（当該依頼者を代表する権限を有する役員として登記されていない者に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該依頼者の本店又は主たる事務所に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ホ 依頼者から当該依頼者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第四項の規定により公表されている当該依頼者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法（当該自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該依頼者の本店又は主たる事務所に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

三 他の事業者から依頼者を紹介された場合において、当該他の事業者が法令の規定に基づく適切な措置により本人特定事項の確認を行っており、かつ、当該確認のための資料をいつでも遅滞なく入手できるとき 当該他の事業者から本人特定事項に関する資料を入手する方法

四 依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼の内容等に照らし、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるおそれが少ない場合 自然人本人確認書類（その写しを含む。）又は法人本人確認書類（その写しを含む。）の提示又は送付を受ける方法

五 第一号及び第二号に掲げる方法によつて本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがある場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 依頼者が外国に所在するため、第一号又は第二号に掲げる方法によつて本人特定事項の確認ができない場合 又は転送不要郵便物等として送付することができない場合 当該外国において事業者が本人特定事項を確認するために用いる方法その他第一号又は第二号に掲げる方法と同程度に信頼のおける方法

ロ 依頼者が逮捕、勾留、刑の執行等の理由により刑事収容施設において身体を拘束されている場合 勾留状謄本、判決書等裁判所が依頼者の身体拘束の根拠を示した文書であつて、依頼者の本人特定事項が記載されたものの交付を受け、又は閲覧する方法

2 規程第二条第一項の規則で定める方法のうち同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものは、当該依頼者から申告を受ける方法その他弁護士等が同項第二号から第四号までに掲げる事項を判断するに足りる相当な方法とする。

（実質的支配者）

第二条の三 規程第二条第一項第四号の規則で定める者は、次に掲げる事由を踏まえて、当該会社又は団体等の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者（以下「実質的支配者」という。）であると弁護士等が判断する自然人とする。

一 当該会社又は団体等の議決権の総数の四分の一を超える議決権を有する等、議決権の保有を通じて当該会社又は団体等の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人の有無

二 前号に規定する事由により当該会社又は団体等の実質的支配者を判断できない場合には、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該会社又は団体等の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人の有無

三 前二号に規定する事由により当該会社又は団体等の実質的支配者を判断できない場合には、代表権その他の業務執行権を通じて当該会社又は団体等の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人の有無

第三条中「第二条第一項」を「第二条第一項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

第四条を次のように改める。

（資産及び収入の状況の確認の方法）

第四条 規程第三条の規則で定める方法は、当該依頼者から申告を受ける方法その他弁護士等が当該依頼者の資産及び収入の状況を判断するに足りる相当な方法とする。

第六条第二項中「及び第四項」を削り、「規程第二条第三項各号に掲げる方法」を「第二条の二第一項各号（第二号を除く。次項において同じ。）のいずれか及び第二項に規定する方法」に改め、「本人特定事項」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

3 規程第四条第四項の規則で定める方法は、第二条の二第一項各号のいずれかに規定する方法により当該自然人の本人特定事項を確認する方法とする。ただし、当該自然人への委任契約書等の送付については、当該自然人の住居に代えて、依頼者の本店、営業所その他当該依頼者が業務を行うと認められる場所に送付することができるものとする。

第八条第一号中「本人特定事項」の下に「等」を加え、同条第二号中「本人確認書類」の下に「等」を加え、同条に次の四号を加える。

- 三 依頼の目的及びその確認を行った方法
- 四 依頼者の職業又は事業の内容及びその確認を行った方法
- 五 依頼者が会社又は団体等であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該依頼者との関係並びにその確認を行った方法
- 六 資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法

第八条の次に次の一条を加える。

（保存する書類等）

第八条の二 規程第五条第一項及び第八条第三項の規則で定める書類等は、次に掲げるものとする。

- 一 依頼者から提示を受けた書類の写し
- 二 依頼者から送付又は提出を受けた書類の原本又はその写し
- 三 依頼者から送信を受けた情報又はその写し
- 四 第二条の二第一項第二号ハからホまでの方法により弁護士等が取得した書類、情報若しくは公表事項又はそれらの写し

第九条第一号中「本人特定事項」の下に「等」を加える。

第十条第一号中「実行」の下に「（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）」を加え、同条第二号中「犯罪収益移転危険度調査書」の下に「及び日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書」を加える。

附則第二項中「第四条」を「第二条の二第一項第五号」に、「規程第二条第三項第一号及び第二号」を「第二条の二第一項第一号及び第二号」に、「規程第二条第三項第五号に規定する規則」を「第二条の二第一項第五号」に改める。

附則第三項中「自然人本人確認書類、法人本人確認書類等」を「本人確認書類等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条関係）

| 用語 | 意義 |
|--------------|---|
| 写真付自然人本人確認書類 | 自然人本人確認書類のうち官公庁等により自然人の写真が付されたもの及び旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳であつて、氏名及び生年月日の記載があるものをいう。） |
| 委任契約書等 | 委任契約書（委任契約書の作成を要しない場合にあつては、資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行に係る文書） |
| 書留郵便等 | 書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの |
| 転送不要郵便物等 | その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの |

附則

1 題名、第一条、第二条の見出し、第二条の二から第四条まで、第六条第二項及び第三項（新設）、第八条、第八条の二（新設）、第九条第一号、第十条第一号及び第二号、附則第二項及び第三項並びに別表（新設）の改正規定は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この改正規定の施行前に当該改正前の規定によりなされた本人特定事項の確認及び記録の保存に関する事項は、なお従前の例による。